

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

鹿島市では、高度経済成長期とともに都市圏への人口流出による「社会減」で人口減少が始まり、現在まで一定を維持することなく人口減少が続いている。平成14年からは、死亡数が出生数を上回る「自然減」とあわせて人口減少が進んでいる。

【鹿島市年齢別人口の推移】

年 次		年 少 (0~14 歳)	生産年齢 (15~64 歳)	老 年 (65 歳以上)	総 数
平成 7 年	人口	6,605 人	21,035 人	6,443 人	34,083 人
	割合	19.4%	61.7%	18.9%	
平成 17 年	人口	5,148 人	19,188 人	7,781 人	32,117 人
	割合	16.0%	59.8%	24.2%	
平成 27 年	人口	4,190 人	16,826 人	8,668 人	29,684 人
	割合	14.1%	56.7%	29.2%	
全 国	割合	12.6%	60.7%	26.7%	—
佐賀県	割合	13.8%	57.7%	28.5%	—

(資料：国勢調査)

全国的に見ても、老人人口の増加と生産年齢人口の減少は顕著であり、人口減少と相まって地域経済の停滞を招き、経済の停滞がさらなる人口の減少を招くという負の連鎖からの脱却が、本市においても喫緊の課題となっている。

【産業別就業人口割合】

区分	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業
鹿島市	14.2%	25.7%	60.1%
全 国	4.0%	25.0%	71.0%
佐賀県	8.7%	24.2%	67.1%

(資料：平成 27 年国勢調査)

産業別就業人口割合を見ると、本市は古来より多良岳や有明海の豊かな自然に育まれた産物を生業とする農漁業を基幹産業としながらも、現在では世界的に優れた技術により業界をリードしている企業をはじめ、昔ながらの技法をいまに受け継ぐ伝統工芸など多種多様な技術を受け継がれている「ものづくり」のマチである。

市内に約1,500社ある事業所のほとんどが中小企業者で、人口減少に起因して地域経済全体が低迷する中、長い歴史の中で培われた「ものづくり」の技をさらに磨き上げ、地域資源と組み合わせ付加価値の高い「ものづくり」を推進することにより足腰の強い地域産業の構築を目指しているが、事業所の多くは設備等の更新が進んでいない状況である。

今後、人口減少、少子・高齢化が加速的に進み、労働力人口や国内需要の減少、また、安価な海外製品流入による国際的な競争激化など、地域経済を支える中小企業者を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想される。

このような中、市内中小企業者の生産性向上を抜本的に図り、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたい企業として育成していくため、本市では生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、下記目標の実現を目指すこととする。

（2）目標

鹿島市では、認定経営革新等支援機関である商工会議所及び地域金融機関と、本市産業の付加価値を高め、ひいては活力に溢れた地域経済の実現と発展を目的として「しごと・ものづくり、ひとづくり、まちづくり」の好循環実現に向けた連携協定を締結し、地域産業の振興に取り組んでいる。

今後さらに、認定経営革新等支援機関をはじめとする関係機関等との連携を図り、中小企業者の生産性向上を促進し、市内中小企業者の経営基盤強化及び経営の持続的発展を推進するため、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

鹿島市では、中小企業者の先端設備等の導入を促進することで、先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

鹿島市の産業は製造業、卸売業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えており、これら全ての業種で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

鹿島市の産業は、市の中心市街地とその周辺部、中山間地域等の市全域に立地しており、広く中小企業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

鹿島市の産業は製造業、卸売業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えており、これら全ての業種で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取り組みを行う中小企業者、反社会的勢力との関係が認められる中小企業者の申請する先端設備等導入計画は認定の対象としない。

(3) 市税等の納税義務を履行していない中小企業者の申請する先端設備等導入計画は認定の対象としない。

(4) 先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、本市が必要とした際には計画の進捗状況を報告することとする。